

①東庄町中小企業再建支援金のお知らせ

町では、第2次支援策として、新型コロナウイルス感染症の影響により、国の持続化給付金の対象となった方（事業収入が前年同月と比較して50%以上減少した方）の事業再建を支援するため、要件を満たす方へ追加で給付金を支給します。

【申請要件】

町内に主たる事務所又は事業拠点を有する中小企業・個人事業者の方で持続化給付金を受給した方

* 6月から行っている【東庄町中小企業緊急支援給付金】（減少率が30%~50%の方への給付金）をすでに受給している場合でも、さらに事業収入が減少し、持続化給付金を受給した場合対象となります。（中小企業緊急支援給付金の返還は必要ありません！）

* 別面に中小企業者の範囲と業種を記載しております。他の要件については「申請の手引き」にてご確認ください。

【給付金の額】

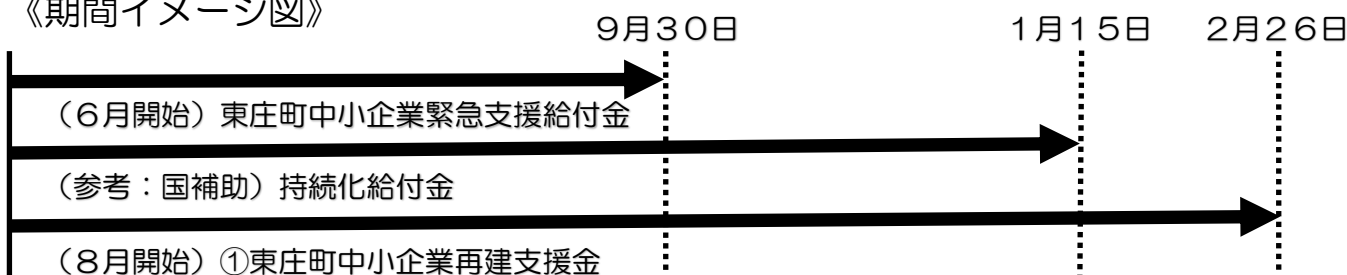
20万円（一律）

* 6月から行っている【東庄町中小企業緊急支援給付金】（減少率が30%~50%の方への給付金）を受給している場合、20万円から既給付額を減じた額となります。

【申請期間】

令和2年8月24日（月）から令和3年2月26日（金）まで

《期間イメージ図》



【申請の手引き(申請書類)の入手方法】 * 8月18日(火)より配布開始

- ・東庄町ホームページからダウンロード
- ・書類配布場所：東庄町商工会、東庄町役場まちづくり課産業振興係窓口（東庄町役場7番窓口）

【提出方法】

窓口での混雑を解消するため、原則、**郵送**（簡易書留など郵便物が追跡可能な郵便方法）による提出にご協力をお願いします。（2月26日の消印まで有効）

申請手続きに関する相談については、事前に下記の相談窓口へ電話にてお問合せください。

【提出先・相談窓口】 平日 9:00~16:30

〒289-0601 東庄町笹川い671-3

東庄町商工会 《東庄町中小企業再建支援金・緊急支援給付金事業 受託機関》

TEL 86-3600

【申請要件】

中小企業基本法第2条第1項における会社及び個人*1(以下、中小企業者という。)のうち、以下*2に掲げる業種を営む者であること。

***1 中小企業者の範囲(中小企業基本法による定義)**

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 卸売業	1億円以下	100人以下
② サービス業	5,000万円以下	100人以下
③ 小売業	5,000万円以下	50人以下
製造業、建設業、運輸業 その他業種(①～③を除く)	3億円以下	300人以下

***2 支給の対象となる業種**

中小企業基本法上の 類型	日本標準産業分類上の分類 (第13回改定(平成26年4月1日施行))
①卸売業	大分類I(卸売業、小売業)のうち卸売業
②小売業	大分類I(卸売業、小売業)のうち小売業 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類76(飲食店)、中分類77(持ち帰り・配達飲食サービス業)
③サービス業	大分類G(情報通信業)のうち 中分類38(放送業)、中分類39(情報サービス業)、 小分類411(映像情報制作・配給業)、小分類412(音声情報制作業)、小分類415(広告制作業)、小分類416(映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業) 大分類K(不動産業、物品賃貸業)のうち 小分類693(駐車場業)、中分類70(物品賃貸業) 大分類L(学術研究、専門・技術サービス業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち中分類75(宿泊業) 大分類N(生活関連サービス業、娯楽業)※小分類791(旅行業)除く 大分類O(教育、学習支援業) 大分類P(医療、福祉) 大分類Q(複合サービス事業) 大分類R(サービス業<他に分類されないもの>)
④製造業、 建設業、 運輸業 その他業種 (①～③を除く)	大分類C(鉱業、採石業、砂利採取業) 大分類D(建設業) 大分類E(製造業) 大分類F(電気・ガス・熱供給・水道業) 大分類G(情報通信業)※③業種を除く 大分類H(運輸業、郵便業) 大分類J(金融業、保険業) 大分類K(不動産業、物品賃貸業)※③業種を除く 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)※③業種を除く 大分類N(生活関連サービス業、娯楽業)のうち小分類791(旅行業)